



○表彰  
〔退任役員・議員、支部職員〕

○令和4年度事業報告・決算を認定

# 第109回組合会開催

令和5年7月6日(木)  
新潟東映ホテル



## 新建 国保だより

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856 (代表)  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
[niiigata@kenchiku-kokuho.jp/](mailto:niiigata@kenchiku-kokuho.jp/)

●発行人  
理事長 佐藤 政 己

第114号

### 【掲載内容】

#### 〈組合会内容報告〉

- ◆ 理事長挨拶・組合会議事内容
- ◆ 令和4年度 歳入歳出決算・年度別単年度収支
- ◆ 被保険者数・医療費の月別状況
- ◆ 健康優良家庭(者)表彰 ..... 2～5 頁
- ◆ 新役員名簿、感謝状被贈呈者一覧 ..... 6～7 頁

#### 〈事業報告〉

- ◆ 現況調査を実施しました！(令和6年度も同様に現況調査を行います)
- ◆ 地区別合同研修会を開催しました ..... 8 頁

#### 〈組合員・家族の皆様へ〉

- 保険証が変わりました！
- 【重要なお知らせ】手続きの一部が変更になりました
- 未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の導入について
- 人間ドック等・特定健診・特定保健指導を受けましょう！
- 【法人事業所等の事業主の皆様へ】健康保険適用除外承認の申請は、  
事実発生から「14日以内」に手続きが必要です！ ..... 9～12 頁

## 佐藤政己 理事長挨拶

皆様、お忙しいところ新潟県建築国民健康保険組合第一〇九回組合会にご出席いただきありがとうございます。

マスクでも報道されていますが、六月末に政府分科会の尾身茂会長が「新型コロナウイルスの第九波が始まっている可能性がある」と政府に申し出ていました。全国的、特に沖縄の感染者数が急速に増えています。新潟県の感染者増加率は下から二番目でしたが、これから本格的な暑さとお盆を迎えますので、祭りなどで感染が広まる恐れがあります。皆様もマスクの用意や、手洗いがいなどで感染予防をよろしく願います。

また、皆様もご存知かと思いますが、毎日のようにマイナンバーに関する報道がされています。六月十四日に東京で開催された五府県協議会という会議で、厚生労働省課長補佐の方からお話を伺いましたが、令和六年の秋に現行の保険証を廃止し、廃止後は最大一年間が猶予期間となることは決定していますが、詳細については検討中とのことでした。国から通知が届き次第、ホームページなどで伝えさせていただきます。

それと私からの提案となりますが、九月に上越・中越・下越の地区ごとで支部長・支部職員合同研修会の開催を考えています。保険料やマイナンバーなど制度

について説明に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

そして、これは避けて通れない問題なのですが、保険料の値上げについてです。今年度は保険料据え置きとなりましたが、令和四年度の単年度収支が一億七、二一九万九、三七八円の赤字と、二年連続で赤字になっています。前理事長のときに実施した保険料検討委員会では、積立金が十億円を切ったら値上げすると決定されました。積立金がいくら残っているのか、事務局でシミュレーションを行って来年度の三月頃までに形にして、組合会で保険料を値上げするか、しないか皆様にご相談します。私としては大変心苦しいのですが、景気の動向などを見ながら保険料の値上げに関しては慎重に判断したいと思います。

最後にもうひとつ皆様にご報告となりますが、国保事務局の事務所にあるエレベーターの部品供給が終了するため、理事会で経緯を説明して、エレベーター入れ替えの承認をもらいました。なかなかお金がかかることとなりますが、来年の一月から三月の間に工事を行います。

色々また皆様にご迷惑をおかけすることがありますが、これからもよろしくお願いたします。

第109回組合会は、令和5年7月6日(木)午後12時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

高橋理事(新潟)の司会により、藤田副理事長(上越北)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、佐藤理事長の挨拶の後、尾身稔議長(十日町)、青代建一副議長(糸魚川)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

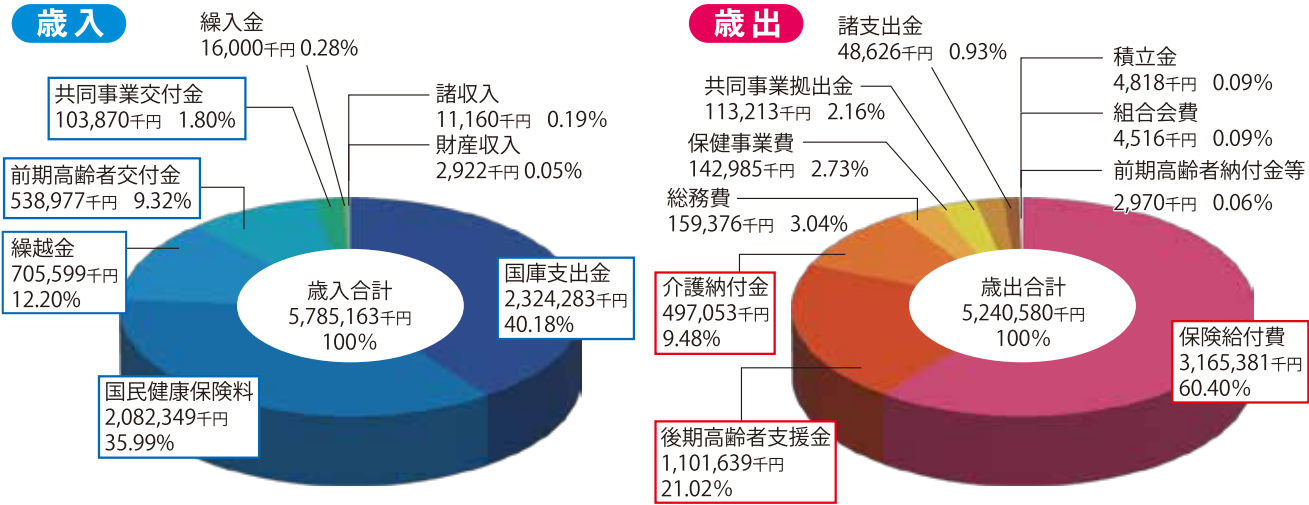
### 議事内容

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 報告第1号 | 組合会議員の異動報告について           |
| 報告第2号 | 新潟県の指導監督への対応について         |
| 報告第3号 | 訴訟の提起に係る経過報告             |
| 議案第1号 | 令和4年度事業実績の認定について         |
| 議案第2号 | 令和4年度歳入歳出決算の認定について【監査報告】 |
| 議案第3号 | 令和4年度歳入歳出決算剰余金処分の承認について  |
| 議案第4号 | 令和5年度歳入歳出補正予算の承認について     |
| 議案第5号 | 組合役員の選任について              |

議事終結後、栗林副理事長職務代行者(長岡)の閉会挨拶により、組合会を終了いたしました。閉会后、退任役員・議員、退職支部職員の表彰を行い、全日程を終了しました。



## 令和4年度 歳入歳出決算構成



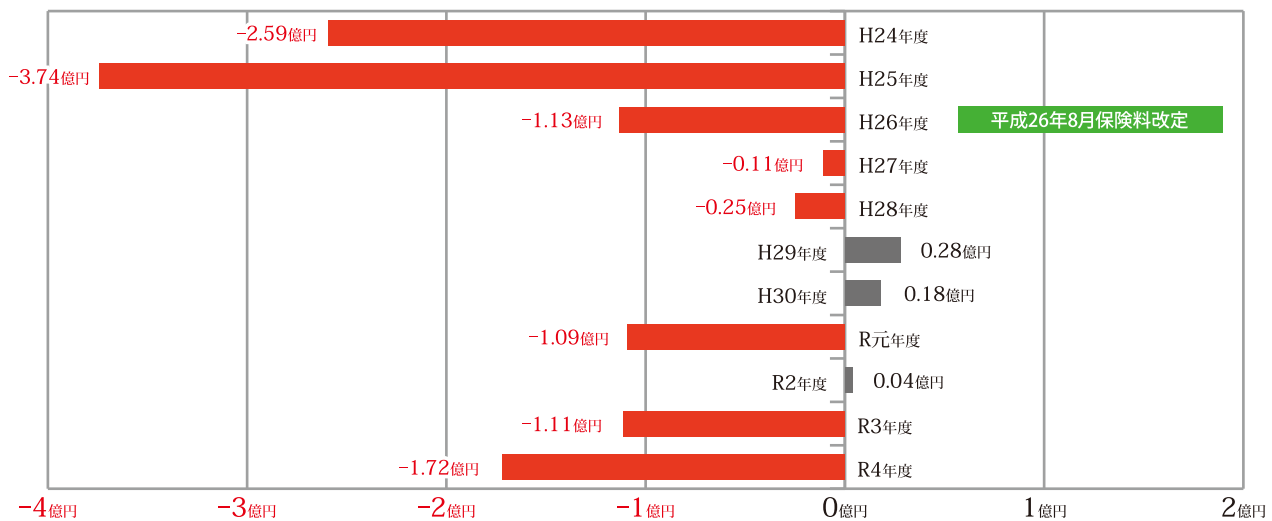
歳入歳出差引金額 **544,582千円**

### 【令和4年度決算のポイント】

[歳入]・国民健康保険料が、前年度より約2,400万円減少しました。健康保険の適用範囲拡大により、家族数が減少したことが影響しています。

[歳出]・保険給付費が、前年度より約5,300万円増加しました。1人当たりの医療費は月平均18,051円と上昇傾向にあります。  
・介護納付金が、前年度より約1,300万円増加しました。国から示される1人当たりの負担金額が年々上昇しています。  
・国へ返還する療養給付費等補助金の過剰交付分の金額が減少したため、諸支出金が前年度より約5,400万円減少しました。

## 年度別単年度収支



### ○ 令和4年度の単年度赤字要因

<主な収入減>

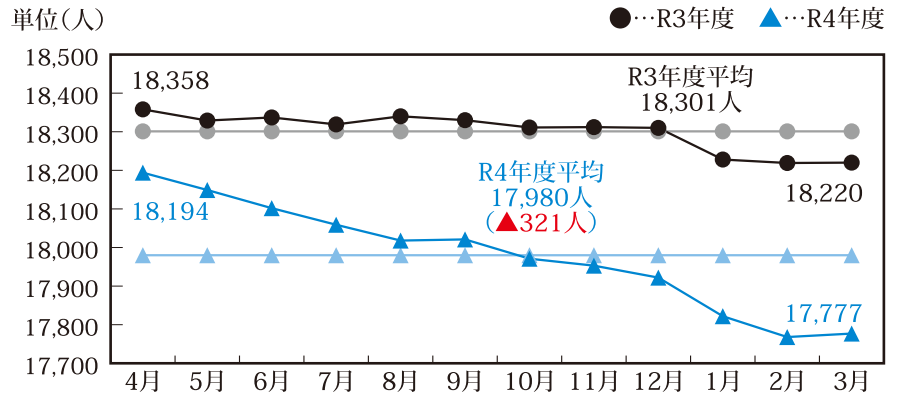
- 国庫支出金の減少 (約4,400万円)
- 国民健康保険料の減少 (約2,400万円)
- 前期高齢者交付金の減少 (約1,100万円)

<主な支出増>

- 保険給付費の増加 (約5,300万円)
- 介護納付金の増加 (約1,300万円)

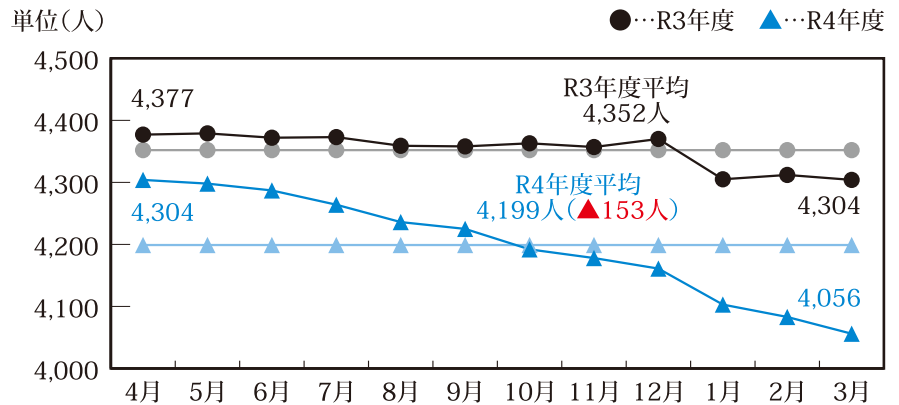
## 組合員・家族数の月別状況

※被保険者数(加入者数)は、前年より321人減少しました。長期減少傾向が継続する中で昨年度も微減にとどまりました。



## 前期高齢者(65~74歳)数の月別状況

※65歳以上前期高齢者は、前年より153名減少しました。団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することによる影響が出ています。



## 支部別被保険者数(令和5年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計
新 潟	1,227	1,161	2,388
阿賀北	850	848	1,698
新 津	227	209	436
西蒲燕	625	702	1,327
東 蒲	38	25	63
佐 渡	83	117	200
白 根	218	205	423
村 上	184	208	392
岩 船	246	250	496
五 泉	177	204	381
亀 田	103	120	223
横 越	53	50	103
<b>下越計</b>	<b>4,031</b>	<b>4,099</b>	<b>8,130</b>

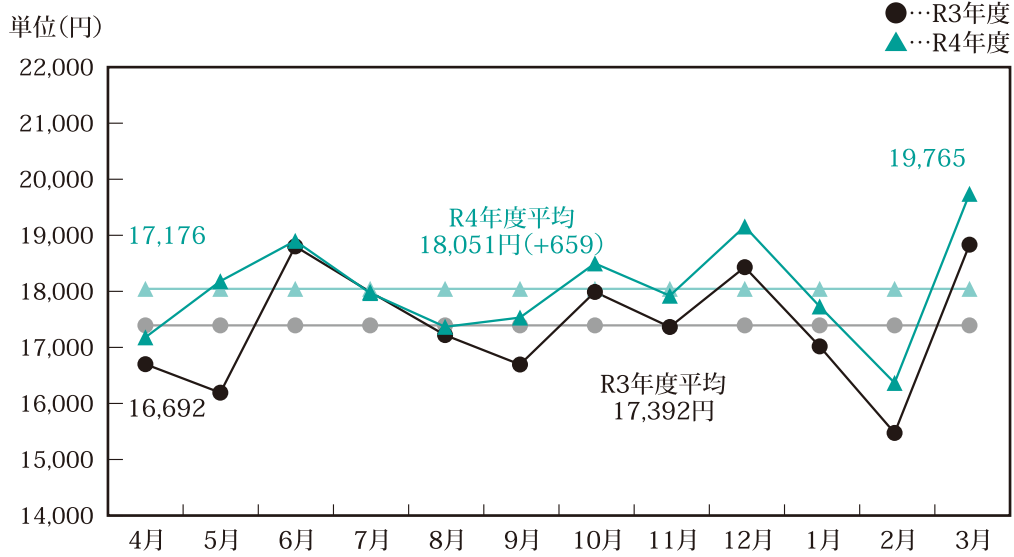
支部名	組合員	家族	合計
長 岡	460	488	948
三 条	263	289	552
加 茂	76	91	167
見 附	92	79	171
栃 尾	107	100	207
田 上	57	71	128
栄	45	49	94
中之島	55	61	116
下 田	70	84	154
三 島	47	46	93
与 板	33	32	65
和 島	36	34	70
出雲崎	26	15	41
小千谷	118	116	234
魚 沼	154	178	332
塩 沢	88	97	185
六日町	117	110	227
大 和	41	48	89
十日町	485	461	946
川 西	45	51	96
津 南	99	107	206
柏崎刈羽	317	326	643
寺 泊	40	44	84
越 路	98	87	185
<b>中越計</b>	<b>2,969</b>	<b>3,064</b>	<b>6,033</b>

支部名	組合員	家族	合計
上越南	496	427	923
上越北	369	349	718
頸 南	259	246	505
柿 崎	85	70	155
大 潟	44	51	95
頸 城	67	66	133
板 倉	68	66	134
三 和	93	89	182
糸魚川	223	214	437
能 生	73	70	143
名 立	43	27	70
清里牧	59	60	119
<b>上越計</b>	<b>1,879</b>	<b>1,735</b>	<b>3,614</b>

※被保険者が減少傾向にある中、前年度比で増加した支部が12支部あります。ご尽力に感謝します！

合 計		
組合員	家族	合計
8,879	8,898	17,777

## 被保険者の医療費の状況(月別1人当たり)



※令和4年度の医療費総額は約38億6千万円でした。

1人当たり1ヶ月医療費は18,051円(659円増加)、1人当たり年間医療費は216,610円(約7,909円増加)でした。

## 令和4年健康優良家庭(者)

(単位:件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	13	16	11	40
健康優良者	198	180	132	510
合計	211	196	143	550

※令和4年1月~12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。

## 建築国保組合 新役員名簿

国保組合の新しい役員が選出されました。

任期 自 令和5年7月7日  
至 令和7年3月31日

(役員 定数15名)

役職名	支部名	氏名	備考
理事長	阿賀北	佐藤 政己	
副理事長	六日町	若井 和重	新
〃	上越北	藤田 久幸	
法令遵守担当理事	岩船	横山 耕平	
理事	新潟	高橋 達平	
〃	西蒲燕	阿部 善浩	
〃	下田	安井 悟	新
〃	川西	南雲 隆	新

役職名	支部名	氏名	備考
理事	越路	丸山 俊夫	新
〃	上越南	上野 喜浩	
〃	頸南	金子 徳雄	
常務理事	本部	森野 大二郎	
監事	白根	田中 敏明	
〃	栃尾	酒井 正幸	新
〃	上越南	綿貫 敬史	

(敬称略)

## 感謝状被贈呈者

(敬称略)

### 表彰規程別表1-1 該当者(6名)

支部名	氏名	在職期間	在職年数
亀田	渡部 睦夫	H24. 1. 6 ~ R 4.12.31	10年11ヶ月
三条	永井 龍雄	H21. 4. 1 ~ R 5. 3.31	14年0ヶ月
十日町	中嶋 文雄	H23. 4. 1 ~ R 5. 3.31	12年0ヶ月
川西	南雲 隆	H25. 3.17 ~ R 5. 3.31	10年0ヶ月
柏崎刈羽	西村 伸美	H19. 4. 1 ~ R 5. 3.31	16年0ヶ月
頸南	岡田 良吉	H25. 4. 1 ~ R 5. 3.31	10年0ヶ月

表彰規程別表1-1：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上で10年以上勤め退任した者



# 感謝状被贈呈者

(敬称略)

表彰規程別表1-2 該当者(26名)

支部名	氏名	在職期間	在職年数
新 潟	中 川 茂 義	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
新 潟	永 原 豊 一	H25. 5. 1 ~ R 5. 3.31	9年 11ヶ月
新 潟	山 崎 明 博	H29. 4. 1 ~ R 5. 3.31	6年 0ヶ月
新 潟	佐 藤 友 紀	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
新 潟	小 島 満	H29. 4. 1 ~ R 5. 3.31	6年 0ヶ月
阿 賀 北	齊 藤 厚 治	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
阿 賀 北	本 間 重 雄	H27. 4. 1 ~ R 5. 3.31	8年 0ヶ月
阿 賀 北	伊 藤 直 人	H30. 4. 1 ~ R 5. 3.31	5年 0ヶ月
西 蒲 燕	小 林 敦	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
東 蒲	神 田 岩 男	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
白 根	本 間 政 信	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
村 上	山 口 信 三	H27. 4. 1 ~ R 5. 3.31	8年 0ヶ月
長 岡	栗 林 浩 二	H29. 4. 1 ~ R 5. 3.31	6年 0ヶ月
長 岡	相 波 勤	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
長 岡	笠 井 智 行	H30.11.27 ~ R 5. 3.31	4年 4ヶ月
三 条	外 山 祐 弐	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
三 条	小 林 健 人	H27. 4. 1 ~ R 5. 3.31	8年 0ヶ月
見 附	板 垣 孝 一	H27. 4. 1 ~ R 5. 2. 9	7年 10ヶ月
栃 尾	酒 井 正 幸	H29. 4. 1 ~ R 5. 3.31	6年 0ヶ月
栄	丸 山 仁	H30. 8.10 ~ R 5. 3.31	4年 7ヶ月
出 雲 崎	名 古 屋 長 一	H29. 4. 1 ~ R 5. 4. 9	6年 0ヶ月
魚 沼	佐 藤 弘 義	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
魚 沼	小 玉 晃	H27. 4. 1 ~ R 5. 3.31	8年 0ヶ月
六 日 町	若 井 和 重	H29. 4. 1 ~ R 5. 3.31	6年 0ヶ月
上 越 南	吉 川 雅 夫	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月
糸 魚 川	堀 正 弘	H31. 4. 1 ~ R 5. 3.31	4年 0ヶ月

表彰規程別表1-2：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤め退任した者

表彰規程別表1-4 該当者(4名)

支部名	氏名	在職期間	在職年数
新 潟	富 沢 洋 子	H22.10. 1 ~ R 5. 3.31	12年 6ヶ月
三 条	中 沢 春 美	H 9.10. 1 ~ R 5. 2.28	25年 5ヶ月
魚 沼	五 十 嵐 和 子	H10. 3.11 ~ R 5. 3.31	25年 0ヶ月
柏 崎 刈 羽	牧 野 あ け み	H14. 2. 1 ~ R 5. 6.30	21年 5ヶ月

表彰規程別表1-4：支部の職員であって、国保業務に10年以上携わった者

## 現況調査を実施しました!

現況調査にご協力いただき、ありがとうございました。  
提出していただいた調査票は全て内容を確認し、変更の回答があった方につきましては、変更処理を行いました。  
令和6年度も同様に現況調査を行います。ご協力をお願いします。



## 地区別合同研修会を開催しました



【9月5日 上越地区 (22名参加)】



【9月13日 中越地区 (34名参加)】



【9月15日 下越地区 (19名参加)】

### 研修内容

1. 制度改正等について
2. 支部の運営について
3. 事務手続きについて
4. 情報交換

9月5日(火) 上越地区「オーレンプラザ」、9月13日(水) 中越地区「まちなかキャンパス長岡」、9月15日(金) 下越地区「新潟ユニオンプラザ」で支部長・支部職員合同研修会を開催しました。対面形式の研修会は4年ぶりの開催となります。

研修会の後、情報交換を実施し、各支部における諸問題等、生の声を理事長はじめ本部へ直接伝える良い機会となりました。



## 保険証が変わりました!

- ◆ 8月から保険証の色が水色に変わります。
- ◆ 5級組合員には、会員証(白色)を発行しています。
- ◆ 氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆ 保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆ 文字の摩擦や、記載内容に誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部へご連絡ください。



## 保険証の有効期限について!

- ◆ この証の有効期限は、令和6年7月31日です。
- ◆ ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。
- ◆ 75歳になる方…有効期限は75歳の誕生日の前日です。その翌日以降に使用する被保険者証は、後期高齢者医療制度より交付されます。
- ◆ 70歳になる方…有効期限は70歳の誕生日の属する月の月末です(誕生日が月の初日である場合はその前月末)。その翌月以降は負担割合判定後、2割または3割の負担割合を表示した被保険者証兼高齢受給者証を改めて交付いたします。

## 保険証は正しく使いましょう!

- ◆ 記載内容を書き換えたり、書き足したりすると無効になります。
- ◆ 他の方との貸し借りはできません。
- ◆ 健康診断や予防接種、正常な妊娠・出産、美容整形などは、保険証が使えない場合や保険証の使用が制限される場合があります。
- ◆ 第三者行為(交通事故やケンカなど)で建築国保の保険証を使用した場合は、所属支部へご連絡ください。

## 保険証・特定健診受診券の紛失にご注意ください

毎年、保険証を紛失される方がいます。病気やケガで医療機関を受診するときに困らないよう、置き場所を決めて保管してください。盗難等で不正使用されないよう、外出時の保険証紛失には気をつけましょう。

また、特定健診受診券を紛失される方もおられます。受診券は、40歳以上の方が人間ドックや特定健診を受けるときに必ず必要となります。受診券は毎年春に送付されますので、受診日まで大切に保管してください。

【もし紛失してしまったら】所属支部へご連絡ください。(再交付の手続きができます。)



## 【重要なお知らせ】 手続きの一部が変更になりました

### 変更① 「家族営業証明書」を資格確認書類として扱います

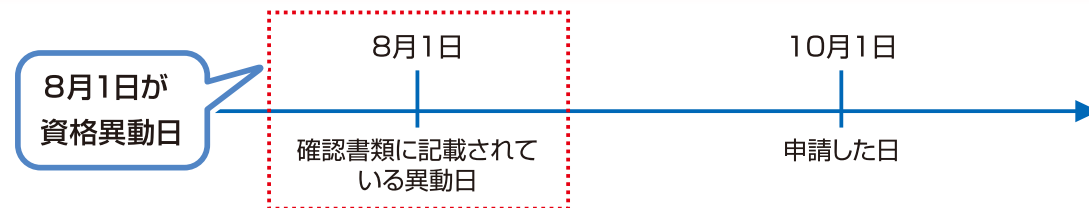
家族従業員として新規加入する方、被保険者区分を家族従業員に変更される方は、「家族営業証明書」を資格確認書類として添付してください。

※家族営業証明書の様式は、所属支部または国保ホームページから取得できます。

### 変更② 70歳以上被保険者に係る限度額適用認定証等が、申請に基づく交付となります。

令和5年4月から医療機関等へオンライン資格確認が義務化されたことに伴う変更となります。限度額適用認定証等の交付を希望される方は、所属支部へ申請をお願いいたします。

### 変更③ 被保険者区分が変更になる場合（1級～5級の級変更、組合員から家族への変更及び家族から組合員への変更）の資格異動日が、確認書類に記載されている異動日となります



被保険者区分が変更になった場合は、速やかに所属支部へ申請をお願いいたします。

## 未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の導入について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置を行います。

### 対象世帯

- 毎年11月30日時点で未就学児の被保険者が属する組合員の世帯
- 未就学児とは、小学校入学前の0歳から6歳までの子（令和5年度は平成29年4月2日以後に生まれた子）

### 保険料軽減額（充当額）

- 未就学児の被保険者1人につき12,000円

### 実施方法

- 対象世帯において、その年度の2月以降の保険料に軽減額を充当します。

### 実施頻度

- 令和5年度から継続的に行います。
- ※ 軽減措置の申請は不要ですが、資格異動の届出が遅滞した場合、軽減措置が適用されない場合がありますのでご注意ください。

# 人間ドック等・特定健診・特定保健指導を受けましょう!

人間ドック

・  
ファミリー  
健診

・  
オプション  
検診

建築国保の加入期間が8ヶ月以上 かつ  
受診日の時点で**25歳以上**の方が対象になります!

【補助内容】

- ◆ 一日人間ドック 健診費用の7割補助(2万円を限度)
  - ◆ ファミリー健診 健診費用の7割補助(2万円を限度)
- ※どちらかの受診に対して年度内1回のみ補助となります。

- ◆ オプション検診 検診費用の7割補助(2万円を限度)
- ◆ 脳ドック(MRI・MRA) 検診費用の7割補助(4万5千円を限度)
- ◆ 石綿検診(アスベスト) 検診費用(一次・二次)の全額補助

※各種健診・オプション検査料金につきましては、健診機関のホームページ等でご確認ください。  
※申請手続き等については、本部または所属支部へお問い合わせください。

【受診に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・特定健康診査受診券(セット券) ※40~74歳の方のみ  
(令和5年度の受診券は「**緑色**」です)



## 40歳から74歳の方が対象になります!

※年度内40歳になる方も含まれます

【補助対象】

- ◆ 特定健診 健診費用を全額補助
- ※ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

※特定健診を受診できる医療機関一覧についてはホームページに掲載しています。  
「保健事業案内」ページ内の「特定健診実施機関」をご確認ください。

- ◆ 特定保健指導 保健指導費用を全額補助
- ※特定健診の結果により対象となった方が受けられます。  
ぜひ積極的にご利用ください。

【受診に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・特定健康診査受診券(セット券)  
(令和5年度の受診券は「**緑色**」です)



赤い封筒が目印です!

特定健診  
等

## 法人事業所等の事業主の皆様へ

# 健康保険適用除外承認の申請は、事実発生から「14日以内」に手続きが必要です!

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」といいます)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入することが法律で定められています。

ただし、年金事務所へ健康保険適用除外申請を行い、承認を受けて厚生年金保険に加入した場合は建築国保に被保険者として残ることができます。

以下の状況に当てはまる場合は、事実の発生から「14日以内」に健康保険適用除外申請の手続きを行ってください。

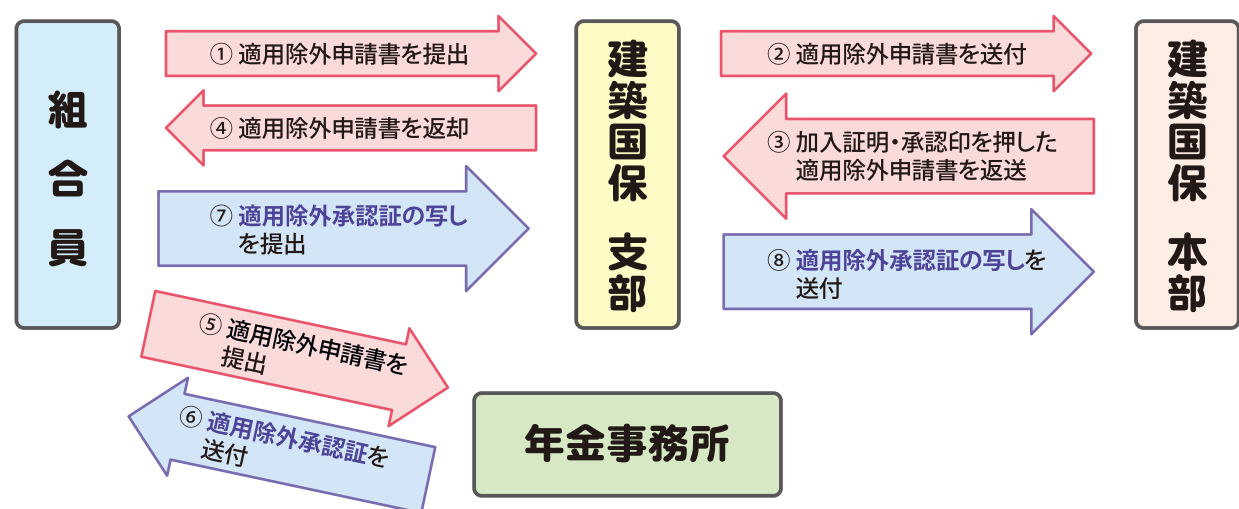
(厚生年金保険の被保険者資格取得届は「5日以内」に年金事務所へ申請が必要です)

- ◆ 建築国保に加入している個人事業所が、法人事業所へ事業形態を変更する場合
- ◆ 既に健康保険適用除外承認を受けている事業所が、新しく従業員を雇用する場合
- ◆ 建築国保に加入している個人事業所が、5人以上従業員を雇用した場合
- ◆ 建築国保の被保険者(加入者)が、健康保険の適用事業所に勤務した場合 ※  
(※健康保険の適用事業所が、(一社)新潟県建築組合連合会に加入していることが前提となります)

※年金事務所において「健康保険適用除外承認」の取扱いが大変厳しくなっております。承認が受けられない場合、社会保険へ加入することになりますのでご注意ください。

※社会保険加入となった場合、建築国保へ加入することはできません。

## 健康保険適用除外承認申請の流れ



- (1) 「被保険者適用除外承認申請書※」を支部に提出してください。  
※申請書は所属支部または日本年金機構ホームページで取得できます。
- (2) 建築国保の加入証明・承認印が押された申請書を、年金事務所に提出してください。
- (3) 年金事務所の確認印が押された「健康保険被保険者適用除外承認証」の写しを支部に提出してください。